

第169回通常国会成立法案

会期：平成20年1月18日～6月21日

公務員制度改革基本法

縦割り行政の弊害や省益優先の体質を打破するため、政治主導で内閣の人事管理機能を強化するため、国家公務員の幹部人事を内閣に一元化する内容です。「内閣人事局」を新設し、人事の候補者名簿は内閣官房長官が作成することとし、各府省の関与を排除するほか、政治家と公務員の接触についても、接触記録の作成や情報の公開により、透明化を図ります。

中小企業経営承継円滑化法

後継者不足によって、年間7万件の中小企業が廃業していることから、中小企業にとって長年の懸案となっていた事業承継を円滑化し、地域経済を支える中小企業の事業活動を支援するものです。具体的には、自社株式に係る相続税の納税猶予を10%から80%に拡充することが柱となっています。

特定商取引法・割賦販売法の一部改正

事業者の悪質な勧誘による消費者トラブルが近年増加傾向にあり、新たな社会問題となっていることを受け、悪質業者による訪問販売や電話販売などの勧誘行為に対する規制を強化する内容です。訪問販売者に契約しない意思を示した消費者への勧誘を禁止するほか、信販会社にも販売業者と加盟店契約を結ぶ際、勧誘方法に問題がないか調査することが義務付けられます。

農商工連携促進法

農林漁業者と中小企業の協力を促し、地方活性化につなげるため、農産品の開発や販売に企業のノウハウを取り入れ、販路拡大や生産性向上に役立てます。両者が共同で新たな商品やサービスを開発・販売する事業などを始める場合に、資金の貸し付けや設備投資への優遇税制を実施するとともに、国や自治体も、農産品や水産品に関連した情報提供などで支援する内容です。

有害サイト規制法

出会い系サイトなどで子どもが事件に巻き込まれるケースが多発していることを受け、18歳未満の子どもをインターネットの有害サイトから守ることが柱となっています。サイト事業者に対し、都道府県公安委員会への届け出を義務付けるなど、規制を強化します。また、携帯電話会社にも、子どもが有害情報を閲覧できないようにするフィルタリングサービスの提供も義務付けています。

携帯電話不正利用防止法の一部改正

携帯電話を悪用した振り込め詐欺の被害が後を絶たないことを受け、携帯電話を販売する際、ユーザーが契約者本人であるかについての確認を厳しくする内容です。これまでは対象外だったSIMカードの譲渡も規制の対象に加えるとともに、レンタル事業者に対し、運転免許証による確認など、本人確認のための具体的な方法を示しています。

少年法の一部改正

現在、原則非公開となっている少年審判の傍聴を被害者や遺族に認めることが柱となっています。家庭裁判所が加害少年の年齢や心身の状態などを考慮し、傍聴を許可するとともに、被害者らが不安や緊張を感じる恐れがある場合は、弁護士や支援者の付き添いも認める内容です。

保険法

保険金支払いのトラブルを防ぐため、保険契約者が加入時に病歴などを申告する「告知義務」を緩和し、契約者保護の徹底を図る内容です。商法の保険契約に関する規定を新法として独立させ、保険会社の約款に委ねられていた「がん保険」「入院保険」など第3分野商品に関する規定も新設されました。保険に関連する規定の全面改定は1911年の商法改正以来、約100年ぶりとなります。

介護保険法の一部改正

介護業界大手のコムスンの不正事件を受けて、訪問介護事業者が組織的に不正を行った可能性がある場合に国の立ち入り調査を可能にするなど、規制を強化する内容です。また、事業所の閉鎖を事前届け出制にすることにより、訪問介護事業者が処分直前に事業所の廃止届を出すことを防止することも規定されています。

地球温暖化対策推進法の一部改正

温室効果ガス排出量の報告義務を負う企業などの範囲を広げることにより、当該企業の自主的な取り組みを促し、温室効果ガスの削減を目指すものです。具体的には、これまで工場など一定規模以上の事業所ごとに定期報告と公表を義務付けていたものを、企業やフランチャイズ単位に改め、コンビニエンスストアなどの中小店舗にも対象を拡大します。

宇宙基本法

これまで、宇宙の利用を「非軍事」としていた国会決議の解釈を変更し、「非侵略」の防衛や産業目的にも拡大するものです。また、総合的な宇宙施策の推進に向け、内閣総理大臣を本部長とする「宇宙開発戦略本部」を設置し、宇宙基本計画を作成することも規定されています。

国土交通省設置法の一部改正

今年10月から国土交通省の外局に「観光庁」と「運輸安全委員会」が新たに設置されることになりました。「観光庁」は、国土交通省内の観光関連部局を統合したもので、平成22年までに日本を訪れる外国人旅行者数を1000万人に増やす政府目標の達成を目指す「観光立国」推進を強化するため、外国人旅行者の誘致や国内観光地の活性化、地域再生の取り組みなどを支援します。また、「運輸安全委員会」は、航空・鉄道事故調査委員会と高等海難審判庁を統合した陸・海・空にまたがる総合的な事故調査機関で、事故の原因究明などを担当します。